

27宗秘政第633号
平成28年1月21日

宗像市監査委員 佐藤 光俊 様
宗像市監査委員 小田 英俊 様

宗像市長 谷井 博美
(都市戦略室秘書政策課)

定期監査の結果に基づく措置状況について(報告)

平成28年1月12日付27宗監第180号で通知のあった標記の件について、
別紙のとおり報告します。

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

（別紙）

（秘書政策課）

定期監査実施日：平成27年1月21日

監査対象年度：平成26年度

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>（1）広告宣伝料に関する事蹟について</p> <p>ア 「広報むなかた」広告掲載申込書において、申込者の押印がないものや記載内容を訂正しているが訂正印を押印していないものがあるが、そのまま受領しているので、書類受領時の確認を徹底するとともに事務処理を適正に行われたい。</p> <p>イ 「広報むなかた」広告掲載承諾書において、承諾書の様式に掲載料金を記載せずに掲載申込者に渡しているため、提出された承諾書ごとに掲載料金の記載の仕方が異なっており、掲載料金の記載がないものや掲載料金の額の記載を誤っているものがあるので、掲載料金の記載を適正に行われたい。</p> <p>ウ 広告掲載申込者が暴力団員等に該当しないことを確認するために宗像警察署に対して照会を行っているが、照会文書において、照会対象者の氏名の記載を誤っているものがあるので、事務処理を適正に行われたい。</p> <p>エ 広告掲載料の請求に係る起案文書において、都市戦略室長が決裁しているものと秘書政策課長が決裁しているものがあり、決裁者が異なっているので、事務処理を適正に行われたい。</p> <p>（2）交際費に関する事蹟について</p> <p>「交際費支出基準表」において「会食費は市長が主催するものであり、性質上食糧費になじまないため、交際費で支出するものとする」と規定されているが、金海市長及び金海市議会議長の宗像市表敬訪問に際して行われた市長主催の晩餐会と議長主催の晩餐会の費用は、どちらも国際交流事業費の食糧費の区分から支出されているので、交際費支出基準に基づき適正に支出されたい。</p> <p>また、交際費の支出において、適用すべき「交際費支出基準表」の区分を誤っているもの、支出内容の記載を誤っているもの、複</p>	<p>（1）広告宣伝料に関する事蹟について</p> <p>ア 窓口での書類受領時における記載内容の確認を徹底しております。また、受領後、書類審査の段階で記載内容の不備が発覚した場合は、申込者に訂正印をいただくか書類自体を差し替えていただくなど、適正な事務処理を行っております。</p> <p>イ 承諾書に金額の記載漏れなどないように、書類受領時における確認を徹底しております。また、金額の誤りが発生しないよう号数や掲載回数など掲載料金に関する事項も含め、申込者と双方での確認を行っております。</p> <p>ウ 照会対象者の氏名、性別、生年月日に記載誤りのないようにチェック体制を強化し、文書起案時、決裁時、発送準備の各段階において、複数の目による確認を行っております。</p> <p>エ 事務決裁規定に基づく決裁区分を順守し、文書決裁を行っております。（広告掲載料の請求にあっては秘書政策課長で統一）</p> <p>（2）交際費に関する事蹟について</p> <p>金海市長及び金海市議会議長の表敬訪問の際の晩餐会の費用については、国際交流事業費の食糧費の区分から誤って支出していたため支出更正を行い、交際費支出基準に基づき支出を行っております。</p> <p>また、交際費支出基準表の区分の誤記があった部分、交際費の内容をまとめて記載していたものについては修正するとともに、係内会議を行い、基準表の再確認を行っております。</p>

数の相手方に対して支出した交際費の内容をまとめて記載しているものがあるので、事務処理を適正に行われたい。

(3) 契約に関する事蹟について

次の点について、事務処理を適正に行われたい。

ア 毎日新聞沖ノ島特集紙面の広告制作・掲載業務に関する事蹟について、業務に係る完成検査調書と完成承認通知がつづられていない。

イ 広報紙編集等業務委託(その1)に関する事蹟について、業務に係る完成届、完成検査調書及び完成承認通知がつづられていない。

ウ 都市ブランドロゴマークPR用公用車ラッピングシール製作・施工業務に関する事蹟について、本件業務について3者から見積りを徴取した結果、提出された見積りがすべて予定価格を超えており、本来ならば別の業者に見積りを依頼すべきであるが、そのまま最低価格を提示した業者と減価交渉を行い、予定価格の範囲内に減額させて契約を締結している。

(4) 宗像市中古住宅購入等補助金に関する事蹟について

宗像市中古住宅購入等補助金交付申請書に添付された個人情報調査同意書において、申請者及び世帯構成員に対して同意の署名と押印を求めているが、別人の印が押印されているものがあるので、書類受領時の確認を徹底するとともに事務処理を適正に行われたい。

(3) 契約に関する事蹟について

次の点について、事務処理を適正に行われたい。

ア 同種の業務につきましては、完成検査調書の作成と、完成承認通知の作成及び送付を行うよう徹底するとともに、代金支払時において、再度チェックを行っております。

イ 事業者から完成届を確実に受領し、完成検査調書の作成と、完成承認通知の作成及び送付を行うよう徹底するとともに、代金支払時において、再度チェックを行っております。

ウ 見積書が提出された段階で予定価格との比較を行ったうえで、宗像市契約事務規則に基づく契約手続きを行っております。また、起工時において、再度チェックを行っております。

(4) 宗像市中古住宅購入等補助金に関する事蹟について

指摘のありました別人の押印については、すべて本人の押印に差し替えいたしました。以後の対応については、窓口での書類受領時におけるチェックシートに当該項目を設け、本人押印の確認を徹底しております。また、受領後、書類審査の段階でも、再度本人押印の確認をすることとしており、適正な事務処理を行っております。